

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、PC工として就労していた。

被災者は、平成○年○月○日、C所在のD工事の下請け作業員として、はつり作業に従事していたところ、ウォータージェットから放出された高水圧が当たり負傷し、E病院に救急搬送されたものの「失血」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、これらを支給する旨の処分をした。（以下「前回処分」という。）

請求人は、前回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は平成○年○月○日付けで前回処分を取り消したので、監督署長は、審査官の取消決定を受け、給付基礎日額を○円に変更する処分（以下「本件処分」という。）をした。

今般、請求人は、この変更された給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が〇円を超えるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 判断

1 当審査会の判断

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下、両者を合わせて「請求人ら」という。）

の主張を踏まえ、審査官が行った被災者と同じ立場（同時期に同じ場所で作業を行った）の複数の労働者からの聴取での申述によれば、給付基礎日額算定に用いた賃金台帳記載の時間外労働時間数及び休憩時間を加味した労働時間は、請求人の実際の労働時間よりも多いと判断されるところであり、当審査会としても、決定書に説示するとおり、本件処分の給付基礎日額に誤りはないものと判断する。

(2) なお、請求人らは、被災者の労働時間（時間外労働時間数）の認定に不満があると主張するが、その内容について具体的な主張はしておらず、自らの主張を裏付ける客観的資料の提出も行っていないところ、当審査会において、改めて一件記録を精査したが、加算すべき賃金があるとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料に関する処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。